

しるべ通信

第18号(2019年初冬号)

しるべ総合法律事務所 令和元年12月10日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご挨拶

しるべ通信の令和元年第1号通算第18号をお届けいたします。

第17号を発行してから半年以上を経過してしまいましたが、諸般の事情で発行が遅れましたこと重々お詫び申し上げます。

その間に当事務所は、次頁に掲載しましたとおり、相談・打合せ室のある5階を全面改装いたしました。会議室と呼んでおりますが、各室の仕切り壁の上方が開放されていて、内部の音声は外部に漏れるというお客様への配慮に欠けていた点、エアコンの効きが悪かった点、さらに室数が少なかったことなどを一気に解消することしたものです。すでに当事務所にお越し頂いた皆様には、その様子がお分かり頂けたと思いますが、各室の防音効果が発揮され、声がすることは分かりますがその内容までは聞き取れない状態になっております。エアコンも各室毎に調整が可能となり、ご相談、打合せにストレスのない環境が整備されたと自負いたしております。まだご来所頂いていない皆様にはご見学旁々お出かけいただくことも歓迎いたします。

ところで、今年を振り返ってみると、またも自然災害が広範囲においてしかも甚大な被害をもたらしました。予測を大幅に超える降水量があったとはいえ、何より各地で中小河川の決壊、広範囲における多量の浸水が発生したことは、国や自治体の治水事業の不十分さを露呈するところとなり、市民生活に対する重大な脅威をもたらす結果となりました。経済や景気に重きを置きすぎる行政の姿勢に疑問を抱かざるを得ません。私ども市民が、日頃から行政を監視して常に意見を伝える努力を惜しんではならないと感じている次第です。

目を世界に転じると、目下の急務は温暖化防止の実現です。少女グレタ・トゥーンベリさんの怒りの発言を待つまでもなく、世界各国が協調して防止策に取り組みなければ地球の環境資源は回復しがたい悪化を招くことは必定です。10年後の2030年には地球平均気温は1.5℃上昇するという予測もあります。そうなれば「北極の氷の融解が止まらなくなり、温暖化が加速。それによってシベリアの永久凍土もとけ、温室効果ガスのメタンが放出。さらにアマゾンの熱帯雨林が消失するなどして、ドミノ倒しのように気温が上昇し続け、元に戻れなくなる。」(<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4333/index.html>)といわれています。私ども市民にもできることがあるように思いますので僅かながらも協力をしていきたいと思っております。

(弁護士 相羽洋一)

相談・打合せ室を全面改装しました

弁護士 原 田 彰 好

今年5月に、当事務所5階の相談・打合せ室（会議室）を全面改装し、5室に増加しました。

5階は昭和57年ころに増設して以来、ほとんど手を加えることがありませんでしたので設備が古くなったうえ弁護士数が増えたのに室数が足りないこともあり、利用しづらい状況でした。そこで思い切って大改造に及んだ次第です。

改造の一番の目的は、各会議室の仕切り壁の上方がエアコンと消防上の設備制限のために開放されていたため相談、打合せの内容が外に聞こえる状態を改めることでした。エアコンは大家さんのご協力で各室毎に設置していただき、消防上の設備もクリアのうえ、仕切り壁を天井まで引き上げることができ、さらにその内部に石膏ボードと断熱材とを挿入して防音効果を高めることができました。下の写真でも仕切り壁の上方の様子がお分かり頂けると思います。

その他の特徴は、各部屋の大きさを異にして人数に応じた相談、打合せができるようにした点です。他の部屋から椅子を持ち込むことによって大人数にも対応できるようになっています。

当事務所は、相談、打合せのしやすい環境を整えましたので、皆様には是非ともご利用して頂きたいと、ご遠慮なくご相談にお越し頂きますようお願いいたします。



第1会議室



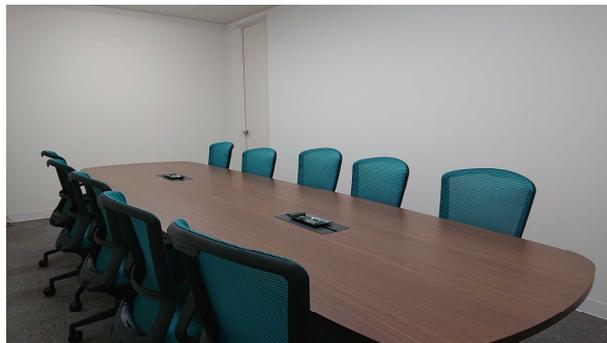
第2会議室



第3会議室



第4会議室



第5会議室

法窓漫筆

相談者から教えられること

弁護士 宮本 増

役人生活を終えて弁護士登録をしてから随分になる。登録当初の新鮮さはうすらぎ、いささかマンネリなのは年齢のせいもあるかもしれないが、振り返ればこの間得たものも少なくない。

その一つが事件や相談で知り合った方々の生き方を垣間見、体験の様々を聞かされて知った世界である。公務員時代は、付き合う人も職場の上司、同僚以外には少なく、情報源も限られた狭い社会であった。その代わり嫌な話はあまり耳に入らず、気の重いことは適当に避けておれば、気楽な日々が多かった。弁護士になってみると、そうはいかない。相談に訪れる人はみな程度の差はあれ、悩みを抱えている。時には深刻な表情の人もある。そんな相談者にどのように明るく対応するか。某弁護士曰く「医者も同じことだが、医者が終始深刻な顔をしているわけではないぞ」。なるほどと合点し、今は悩み事相談の中にも、そのこと以外の様々な人生経験そのほかの雑事を聞かせてもらい、それも材料に悩み事の解決方法を共に模索していこうと考えている。

そうした中で、聞かされた興味のある話のいくつか。

中小企業経営のAさん。「事業に成功するには必ずリスクを伴う決断が必要だ。リスクを避けていては道は開かれない。」「金は使ってこそ価値がある。貯金通帳を見てニヤニヤしているようでは事業者としては失格だ。」。私の感想「なるほど、ごもつともごもつとも。」。

ある国選事件被疑者Bさん。「貧乏や高齢も辛いことばかりではない。ホームレスもやったが、誰からも干渉されず天国だった。ただ夏の蚊には閉口したね。」「タクシーの運転手時代、客にラーメンをおごってやっていたので人気ドライバーだったよ。よく指名されたものだよ。私の感想「人生いろいろ、男もいろいろですね。」。

球界のもと有名選手Cさん。「ちょっとばかり名前を知られると煩わしいことが多い。会合で女性と立ち話してもいつの間にか写真を撮られ、ゴシップを流される。勝手に写真を撮られるのは日常茶飯事だし、時には週刊誌にあることないこと書かれるが、泣き寝入りも多い。家族も被害者だし、有名税にしては高すぎる」。私の感想「大変ですね。でも、ちょっぴり羨ましいですね。」。

という具合である。いずれも私の体験したこともないことばかりだ。要するに、弁護士は相談者にアドバイスしているだけではなく、様々な未知の世界を案内してもらっているのだ。これが血となり肉となって弁護士も成長していくのであろう。そう思えば、相談者との会話の時間は弁護士にとって勉強なのだ。勉強は法律だけではないと身にしみて感じる次第であるが、これが弁護士になっての余録であろうか。裁判官の世間知らずを念頭に、弁護士会が法曹一元を声高に唱えるのも一理があるなあ、そう考えるこの頃である。

相続問答あれこれ (16)

相続法の改正について(2)

弁護士 鷲見 弘

Q 1 先回は自筆証書遺言については自筆証書遺言に関する改正について伺いましたが、今日は遺産分割前の預貯金の払い戻しについてお話しいただくことになっていました。

A そうです。この点は今年の7月1日が施行期日ですから既に施行されていますので、今お話しする方がいいでしょう。遺産には色々な種類があって、分割協議をするのに時間がかかることが多いのですが、例えば葬儀費用を支払うためにお金が必要な相続人(通常は喪主である相続人)や生前の被相続人に生活費を専ら頼っていたような相続人(例えば配偶者)としては早く現金が入手できないと大変困りますよね。そこでそうした早急に現金が必要な立場にある相続人に、一定の限度で、遺産のうちの預貯金を遺産分割協議をまたないで、先に払い戻しできる制度を作ったというわけです。

Q 2 以前は、預貯金については全体の遺産分割とは関係なく、相続と同時に法定相続分について各相続人の権利となるとされていたため、相続人は自分の相続分についてはすぐにでも払い戻しができることになっていましたよね。

A そのとおりです。この点は法律の規定はなかったのですが、最高裁の判例で預貯金などの分割可能な債権については各相続人に相続分の割合で当然に分割されるものとされ、各相続人は自分の相続分の割合で銀行等の金融機関に相続財産である預金の払い戻しの請求をすることができました。ただ実務上は相続人全員が同意することにより預貯金債権も含めて全体を遺産分割の対象とすることが多かったわけです。

Q 3 確かその最高裁の判例が、可分の債権のうち預貯金については変更されたと以前に伺いました。

A そうです。平成28年12月19日の最高裁決定で、預貯金については、以前の判断を変更し、全て遺産分割の対象となり、各共同相続人は独自で金融機関に対し払い戻しの請求はできないとの判断を示しました。最高裁の判例は法律そのものではありませんが法律の解釈論としては最も権威があり、通用力があるのです。

Q 4 なるほど、それで今回法律そのもので、どうしてもお金が早く必要な人に、その例外的措置として預貯金を払い戻しできる制度を作ったわけですか。

A そうです。民法909条の2がそれで、先ほど一定の限度があるといいましたが、その限度についても規定されています。まず、当該預貯金の、相続開始時における預貯金毎の債権額の3分の1に、払い戻し請求をする当の相続人の相続分を掛け合わせた金額になります。そのうえで、同条で委任した法務省令によって、各金融機関(全ての本支店を合せて)ごとに150万円を限度とするとされているのです。

たとえば、遺産が1つの銀行に普通預金900万円、定期預金1800万円あって相続人が子ども3人とすると相続分は各3分の1ですから、1人が取得できるのは、

普通預金 900万円 $\times 1/3 \times 1/3 = 100$ 万円

定期預金 1800万円 $\times 1/3 \times 1/3 = 200$ 万円

の合計300万円となりますが、150万円を超えるので150万円になります。

Q5 ところで、この改正の対象になるのは施行期日である令和元年7月1日以降に相続が開始される件に限られるのでしょうか。

A いいえ、最高裁判所の決定にしたがった改正ですから、その趣旨を尊重して相続人に不利益にならないよう、この件については、現に相続が開始していても、遺産分割が終わっていない件には全て適用されます。

Q6 そうですね。葬儀費用を全額負担した人や分割協議に時間がかかって、自分の生活費に困っている配偶者の人にとっては助かりますよね。ところで、法務省はこの150万円という額は どうやって決めたのでしょうか。

A 先の民法909条の2で、標準的な当面の支払必要生計費、平均的な葬式の費用の額等を考えて定めることとしていますので、そのように算定したのだと思います。

Q7 なるほど。でも分割がなかなか整わいために審判になったり、さらにその審判の前提になるような、例えば遺言の効力を巡って訴訟になったりすれば何年もかかりますよね。配偶者としてみれば150万円では不足することもあるんじゃないですか。

A 150万円の上限は1つの金融機関あたりの金額です。先の例でA銀行に普通預金900万円、B銀行に定期預金1800万円あったとすれば、

A銀行普通預金 900万円 $\times 1/3 \times 1/3 = 100$ 万円

B銀行定期預金 1800万円 $\times 1/3 \times 1/3 = 200$ 万円

となりますが、A銀行普通預金は100万円全部、B銀行定期預金は上限150万円になりますので合計250万円を単独で取得できることとなります。

Q8 ということは、金額にもよりますが相続人にとっては預貯金を複数の金融機関に分けて預けておいてもらえたら安心できることになりますね。

A 実はこの条文と同様の目的を達するもう一つの方法があります。それは家事事件手続法という法律の200条3項で定められています。裁判所は遺産分割の審判又は調停の申立がなされている事件について「当事者の一方の申し立てによって遺産に属する特定の預貯金債権の全部または一部を仮にその者に取得させることができる」という規定があるのです。ただし他の共同相続人の利益を害することはできないという制限はあります。これは現に遺産分割の審判や調停を担当している裁判官が決めることですが、いろいろな観点を考慮して決めてくれるでしょう。

Q9 そうですね。法律というのはいろいろな場合を想定してよく考えて作られているんですね。

A そうですね。

なお、今回の改正規定に基づいて、遺産分割前に自ら預金払い戻しをした相続人は調停か審判が係属していることが多いでしょうが、相続分の一部を先取りしたことになりますから、その旨を審判や調停の場で正直に申し出る必要がありますのでお忘れなく。

逃げ得は許さない(民事執行法の改正について)

弁護士 成 瀬 玲

1. 我々弁護士が、皆様からご依頼を頂き、訴訟を起こし、時間と労力をかけて勝訴判決を得て、判決に基づき強制執行を行ったものの、結局、判決どおりに回収ができないという案件が、残念ながら一定数存在します。依頼者の方にとって、このような結果は当然不本意なものですし「日本の裁判制度ってどうなってるんだ」という民事訴訟制度自体に対する不信感を生んでしまいます。また、代理人の弁護士としても、非常に辛いところです。

判決等に基づいて強制執行を行う手続きが定められた法律が「民事執行法」です。この日本の民事執行法は、諸外国に比べて効力が弱いとの指摘を受けていました。そこで、令和元年5月10日「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」という法律が成立しました(以下「本法律」といいます。)。本法律は、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行されることが予定されています。そこで、債務者財産の開示制度の実効性の向上を目的として行われた改正について、ご紹介します。

2. 財産開示手続きの見直し

これまで、債務者(判決等で、支払い義務を定められたもの)の財産を調べる制度としては、債務者に裁判所に出頭させ、自己の財産に関する陳述をさせるという「財産開示手続」が存在していました。しかし、この手続は債務者が裁判所に出頭しない場合等の罰則が弱いことなどもあって効果が乏しく、あまり利用されていませんでした。そこで、今回本法律により罰則が強化されました。財産開示手続についてはこれまでよりは一定の効果が期待できるようになりました。

3. 債務者以外の第三者からの情報取得手続きの新設

そして、本法律により新たに新設されたのが、債務者以外の金融機関等という第三者から債務者の財産に関する情報を取得することができる制度です。この制度は、債権者が裁判所に申し立てることにより、裁判所が、①銀行・証券会社等の金融機関に対しては債務者の預貯金債権や上場株式、国債等についての、②不動産の登記情報が集約されている「登記所」に対しては土地・建物についての、また③給与の支払い情報を把握している市町村・年金機構等に対しては給与債権(勤務先)についての、それぞれの情報を提供するように命令し、裁判所に回答があった情報を債権者が取得することができるというものです。

この結果、これまでよりも債務者の財産について得られる情報が飛躍的に増え強制執行が行い易くなるのではないかと期待されます。

4 さて、当事務所は本年事務所開設から40年を迎えることができました。そこで、冒頭の記事にありますように、これを機会に打合せ室の改装を行い、事務所の環境を整備させて頂きました。私どもは、今後とも末永く皆様のお役に立てるよう、業務を誠実に務める所存ですので、従前と相変わらずよろしくご支援の程お願い申し上げます。

パワハラ防止法の最終指針案

弁護士 渡 邊 真 也

11月20日、来年6月に施行予定の改正労働施策総合推進法（通称パワハラ防止法）に関する「最終指針案」が発表され話題となりました（HP上ではまだ内容が明示されていません）。最終指針案はパワハラに当たる事例と当たらない事例を示したものですが、明確な線引きが困難なケースが多く、判断基準として機能することに不安が残る内容となっています。

近年様々なメディア媒体で「パワハラ」の言葉を見聞きすることが多くなりました。岡田・稲尾「パワーハラスメント [第2版]」日本経済新聞社(2018)によると、「パワハラ」は平成13年に著者の岡田康子氏が初めて提唱、問題化して急速に広まった和製英語とのことです。現在では、パワハラ以外にもモラハラ、マタハラ、スメハラ、時短ハラなど多種多様な〇〇ハラスメントという言葉が生み出されており、職場にはハラスメントが溢れかえっているとさえいえます。以下ではこれらを総称してパワハラと呼ぶことにします。

実際、厚生労働省は平成30年度に総合労働相談センターで実施された個別労働紛争相談のうち「いじめ・嫌がらせ」が82,797件で7年連続で最多となったとの結果を発表しています。全体の相談件数は323,481件ですので、およそ4件に1件が「いじめ・嫌がらせ」に関する相談だったこととなります。しかも、直近10年あまり一本調子で増加傾向を示していることも特徴として挙げられます。

このように、近年パワハラが社会問題化していることもあり、平成23年には厚生労働省主導による「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が開かれ、パワハラを6つに類型化して防止のための様々な対策が提言されるなどパワハラ防止に向けた啓発活動が行われています。最近でも平成30年に厚生労働省から防止対策を検討した「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」が発表されています。

しかしながら、このような継続的な啓発活動にもかかわらず、先に示したとおりパワハラに関する相談件数は一貫して増加傾向を維持したままであり、残念ながらこれらの活動が効果を発揮している様子は窺えません。この原因にはいくつか考えられるところがあります。しばしば指摘されるのは、個人の権利意識が高まり、モノを言える雰囲気醸成されてきた結果、これまで我慢を余儀なくされていた被害者が外部機関に相談して解決を図ろうとする活動が活発化してきたというものです。これまで泣き寝入りしていた被害者が、自分が受けていた仕打ちが不当であることに気付き、解決に乗り出すということは考えられます。この傾向は一人一人の働きやすさを向上させることに繋がるものであり、積極的に評価できるものと言えます。

しかしながら、一方で好ましくない傾向が認められることもあります。それは職場や上司・同僚らに対する何らかの不满をパワハラという言葉に包んで問題視するというものです。昨年の報告書でも「客観的にはパワーハラスメントではなかったにも関わらず行為者とされて退職した者が、企業に責任を追及したケース」や、相談窓口を設置した企業の「相談のほとんどが、

何らかの感情の動きをパワーハラスメントという言葉に置き換えた相談であり、本当にパワーハラスメントに該当すると思われる相談は全体の1割弱であった」との意見が紹介されています。私の実感としてもこのようなケースは決して少なくないと感じています。従業員が不快と感じるような言動を上司や同僚がとればすぐパワハラだという傾向があります。そのため、パワハラも本来の意味を離れて独り歩きしてしまい、客観的にはおよそパワハラに該当しないような事例すらもパワハラであるとして問題視されてしまうことが起きています。

今回、最終指針案で一応の線引きの基準が示されたものの、パワハラに当たるか否かの判断はそれまでの人間関係や文脈など様々な背景事情も考慮要素とせざるを得ず、誰にでも明確に理解できる基準を示すことは困難です。このような個別事情によるところが大きいという特殊性があるからこそ、パワハラの評定基準も人それぞれになってしまう面があることは避けがたく、残念ながら今後もしばらくはいじめ・嫌がらせ相談件数の増加傾向は続くことになるのであろうと思われます。



秋の飛驒路

弁護士 谷 口 優

今回は法律を離れ、私個人の思い出を認めました。9月下旬に高山へ家内と二人で旅をしてきました。1泊して帰るといふ気ままな旅です。高山祭りは10月中旬頃なので、高山市内は混み合っていないであろうとの目論見で9月下旬に決めたのです。

飛驒は、江戸時代には幕府直轄領で、代官が置かれていた地です。飛驒檜に代表される美林の里として、切り出された木材は、木曾川で下流の美濃太田（現在の美濃加茂市）で集積され、再度筏に組み直されて尾張名古屋へ運ばれたとの歴史ある地です。そのようなことを思いつつ午前9時頃に名古屋市の自宅を出発し、名古屋高速から一宮インターチェンジで名神へ入り東海北陸自動車道に移り、蛭ヶ野、飛驒清美を経て、高山インターで降り高山へ到着しました。およそ2時間強の時間です。

途中ひるがの高原サービスエリアへ寄りました。子供が小さい頃はこの地のスキー場に出かけたことを思い出しながら、今回は楽しみにしていたソフトクリームを頂きました。9月の下旬になっても名古屋はうだるような暑さが続き、寝苦しい日々が続いていましたが、蛭ヶ野のサービスエリアは、清々しい風がながれていました。シャツの上に上着を羽織って丁度良い程度でした。この陽気からして高山の到着がますます楽しみになりました。

高山には昼前に到着し、紹介されたホテルに車を止めました。ホテルは町並みに溶け込む低層階の落ち着いた雰囲気のある建物でした。早速何をしたいということもなく、高山の散策をはじめました。まず宮川近辺を中心に散策しました。これまでも高山には何度となく訪れていますが、今回は外告人が多いことには驚きました。三の橋や高山陣屋付近を散策し、丁度お昼時であったことから高山本町で喫茶店風の佇まいのカレー屋さん「天狗」でカレーを注文しました。

ルーにはサイコロ状飛騨牛の肉が沢山入っており、一匙口に入れると辛さが口に広がりました。汗をかきつつ完食し、家内に聞くと、飛騨牛がふんだんに入っており香辛料の匂いが食欲を刺激し一口頬張ると、辛さが充満し美味しかったとのことでした。

店を出て、町中をぶらぶらしますと、近頃噂のプリン店、飛騨牛串など店が開き、多くの旅行者が入っていました。お決まりの通りへ曲がると酒屋さん、民芸品の店などがひしめきあい、どの店にも多くの旅行者の姿が見えました。その旅行者の大半が外国人でした。交わされている言葉から中国あるいはタイなどの東南アジアの方々、ヨーロッパからの観光客の方など、世界の様々な地域から訪れておられるのが窺えました。一旦ホテルへ戻り車にてインターネットで調べたパン屋さん「トランブル」へ向かいました。巷の評判がよかったので行ってみることにしました。高山の中心地から15分程度の距離でした。クロワッサンが有名で、できたてが店頭で並べられるとバターの香りが漂い、即購入を決め、数種類のパンと合わせ購入しました。店から出て川の畔でパンの包みを開け早速クロワッサンをちぎって家内共々頬張りました。表面がパリパリ、中はふわっとして美味しさは格別でした。ふと時計を見ると午後3時を過ぎており、ホテルに戻りチェックインし、部屋に入り、ベッドに仰向けになり一息入れました。室内には飛騨工芸の家具が配置され木の温もりが感じられ癒やしてくれる空間でした。まずニュースでも見ようかと思いましたが、どこにもテレビは見当たりません。フロントへ尋ねたところ、下界を離れた寛いだ環境に浸って頂くために設置していないとのことでした。当日はラグビーワールドカップの日本対ロシアの試合があるので、それを見たいとフロントへ相談しますと、プロジェクターがあるので、それをテーブルに投影して見ることができるとのことです。それで観戦することを決め、時間があるのでホテルの大浴場で一風呂浴びに出かけました。ホテルは8月にオープンしたばかりのためか、週末の平日でしたが、宿泊客は少なく、浴場は私一人でのんびりと湯につかり大の字になり体が癒やされました。部屋に戻ると家内も戻っており、夕食をどこで食べようかと相談し、丁度ホテルの向かいに酒屋さんが営む牛肉をメインにするステーキハウス「与平」がありそこへ行くことにしました。民芸風の店構えで店に入ると天井が高く広さを感じさせる佇まいでした。通りに面したテーブルに座り、セットメニューを注文し、備え付けの鉄板でステーキを焼き、サラダなどと一緒に頂きました。霜降りの美味しい肉でした。ホテルへ戻り、ラグビー日本対ロシアを観戦し、日本の勝利に酔いました試飲コーナーで飛騨の地酒を何種類か頂き、それにも酔い楽しいひとときを過ごし部屋へ戻り熟睡しました。

翌日は朝食を済ませ9時頃に宮川の朝市へ出かけました。小雨混じりの天候でしたが多くの旅行者が訪れていました。我々は露天の店で茄子、胡瓜、南瓜、花梨等を買いました。朝市を後にし、近くの店舗で葛餅、豆腐などを買い込みホテルをチェックアウトし、奥飛騨へ行こうか迷いましたが、そのまま高速を利用して帰宅しました。今回の旅で高速のお陰か高山は近くなったと実感しました。旅疲れなど感じることはない旅でした。名古屋の周囲は、1泊するのなら、近場に観光地は数多あると思います。秋を堪能して下さい。

知的財産一口メモ (14)

写真をリツイートする際は要注意

弁護士・弁理士 相羽 洋一

1 ツイッターにおけるリツイート

ご利用の方も多いでしょうが、ツイッターというアメリカのツイッター社のSNSで、日本語なら140字以内の短文を投稿（ツイート）するシステムがあります。トランプ米大統領が好んで利用していることで有名です。ツイートは原則として発信者のフォロワーしか見られませんので他のユーザーのツイートを見つけたときそれを自分のフォロワーに知らせたいときには自分のフォロワー向けに他のユーザーのツイートを元の発信者の名前を付した引用形式で発信することができます。これをリツイート（する）といいます。

リツイートは、他のユーザーの写真などのデータを送信するものではなく、他のユーザーのデータの所在場所を示すURL情報（リンク先のみを示す）を送信するにすぎないものですから他のユーザーの写真などのデータを複製するものでも公衆送信するものでもありません。ただ、リツイートにおいては、データファイルの存在する場所を示すだけでリツイート受信ユーザーのクリックによって初めて写真等のデータが送信されるハイパーリンク（テキストやWeb上に <http://www. ...> などと表示されるもの）と異なり、ファイルの送信がリツイートユーザーの指示で自動的に行われるインラインリンクと呼ばれるリンク方法がとられています。

2 他のユーザーが他人の写真等のデータをツイートしていたら

他のユーザーAが他人Xの著作物たる写真データ（Xの氏名表示あり）を無断で添付してツイートしたのですが（これによってAのデータを管理するサーバーにXの写真データが残る）、これを見たユーザーYがこれを友人ユーザーCにリツイートしました。AがXの写真データの複製権と公衆送信権を侵害したことは明らかですが、Yによるリツイート行為がXの著作権及び著作者人格権を侵害するかどうかの問題となった事件があります。知的財産高裁平成30年4月25日判決（原審東京地裁平成29年9月15日判決。いずれも裁判所HP掲載）です。ただし、事件そのものは、XがYに対して損害賠償を求めたものではなく、Yのアドレス等を明らかにするためにツイッターを管理するツイッター社に対して発信者情報の開示を求めたもので、その前提としてYのリツイートの著作権ないし著作者人格権侵害等が問題となりました。

原審判決は、1記載のようにYのリツイートは著作物である写真等のデータを複製も公衆送信もしておらず、したがって著作者人格権の侵害もしていないと判断しました。

3 控訴審判決

これに対して、控訴審の知財高裁判決は次の点に着目しました。

Yのリツイートにより、Cのコンピュータのタイムラインの画面に、リンク先から送信されたAの写真等のデータが表示される際に、どのような大きさや配置で、いかなるリンク先からの写真を表示させるか等を指定するためのいくつかのプログラムがAの写真データを保有するサーバーからCのパソコン等に送信され、それにより、Aの画像とは縦横の大きさが異なったり一部がトリミングされたりした画像が表示されることがあり、実際Yのタイムラインにおいて表示されている画像も、Aの画像とは縦横の大きさが異なるし、トリミングされていてXの氏名も表示されていない点です。これは、リツイート行為によって、Aの画像（Xの画像の複製）を変形しているものであるから、同一性保持権の侵害に当り、氏名表示権の侵害にも該当すると判断しました。

このように、画像付で他人のツイートをリツイートする場合は、対象画像が違法にツイートされていることもありうるので、十分元のツイートを調査する必要があります。

新人弁護士の雑駁な感想

弁護士 鈴木 亮 平

今月、私が弁護士となってしるべ総合法律事務所に勤務を始めてから丁度3年になります。その間遅まきながら弁護士としての歩みを私なりに進めて参りました。これも、先輩弁護士のご指導はもちろんのこと何よりもお客様の温かいご支援のおかげと感謝申し上げます。

当初は座学では学べない実務の難しさに戸惑いながら、それでも短い期間に多くの種類の事件に全力で取組んで参りました。交通事故による損害賠償の事件が比較的多かったのですが、離婚や遺産分割などの家事事件、不動産その他の取引関係事件、国家賠償事件、その他一般的な民事事件に加えて、刑事事件も相当数担当しました。交通事件は、損害保険との関係が深いところ保険の細かな取り決めや運用は弁護士になるまで勉強してきませんでしたから必至で勉強して今では迅速な対応が可能になりました。

家事や民事の事件は、調停や訴訟など第三者機関による紛争解決以外に、当事者間で直接交渉すること（相手方に弁護士がついていることもないこともあります。）もあり、また契約書などの作成やリーガルチェックなどの紛争解決というより紛争予防の法的アドバイスもあって、内容がとても変化に富んでいます。刑事事件も起訴された後の被告人の弁護人になることも、起訴前の捜査段階での被疑者の弁護人になることもあります。そもそも、民事刑事を問わず事件は一つ一つ個性があって弁護士として対応する姿勢も異にせざるをえませんし、多くは初めてお会いする依頼者の方ですから早く信頼を得られるように努力しなければなりません。いつも相談から事件の担当する期間中ずっと緊張しています。法律紛争といっても、ほとんどの案件は、相手方の出方に大きく左右されて法律知識があればすぐに解決することはありません。法律は紛争解決のための一つ道具にすぎず、紛争解決の実態は代理人としての弁護士の人格的な対応が解決に向かって大変に重要であることがよく分かりました。その意味で、どの仕事でも草だとは思いますが、弁護士の仕事が思いのほかストレスの多い仕事であって、時には投げ出したくなる気持ちを抑えるのに苦勞することもあると思知らされました。もちろんそれが耐えられないほどいやだとは全く思っていないです。弁護士としての矜持を保ちたいからです。

他方で、私は弁護士仲間や友人と話をしながらお酒を飲むことが好きなので、月に1、2度は深夜まで飲み回ることもしています。ストレス解消のためにという目的意識はありませんが、これがとても楽しいので、仕事への活力源になっていることは間違いありません。お客様にお誘い戴ければ余程のことがない限りお断りはしないつもりです。

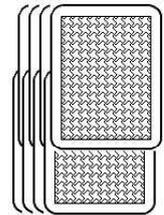
ところで、弁護士の仕事は決してストレスが溜まるばかりではありません。事件処理に当たり依頼者の方のために精一杯の努力をして解決したときに、必ずしも勝利したわけではなくても依頼者の方から上手く解決していただいてありがとうと声をかけられた時は、何事にも代えられない充実感に満たされます。今後も精進を続けて依頼者の皆様にご満足がいただけるような弁護活動をしていきたいと、この節目を迎えて改めて決意した次第です。

易しいマジックアラカルト13

8枚カードのカード当て

弁護士・弁理士 相羽 洋一
 (名古屋アマチュア・マジシャンズ・クラブ会長)

- ①トランプ1組の中からハートのAとA以外の7枚のカードを抜き出して裏向きで重ねて左手の掌に載せてください。その時ハートのAを一番上に置いて下さい。
- ②2から8までの数字の一つを思い浮かべて下さい。
- ③左手のカードの山の上から右手に順序を変えないで1枚ずつ取っていき、思い浮かべた数のところのカード(5なら5枚目になります)をよく覚えて下さい。
- ④覚えたら、カードを元の順に戻してよく揃え、右手のカードを左手の掌に戻してください。
- ⑤左手のカードの一番上のカードを右手で取り上げて半分ほど上に上げて下さい。左親指で2枚目のカードを右に押し出し右手で1枚目のカードの半分ほど下に一緒に持って下さい。以下、順に上、下、上、下……と右手のカードの下に(上下をずらして)取って、8枚を右図のように右手に持って下さい。
- ⑥左手で上に出ている(1枚おき)4枚のカードを揃えて抜き出してください。その4枚全体を表向きにして、覚えたカードがあるかどうかを確認してください。確かめたら左手のカード全体を裏向けてください。
- ⑦覚えたカードは左手か右手かのどちらかにありますが、ある方の4枚を他方の4枚の上に重ねて、裏向きのまま揃えて左手の掌に持って下さい。
- ⑧先ほどの⑤～⑦をあと2回繰り返してください。⑤～⑦を3回行ったことになります。
- ⑨先ほど覚えたカードをもう一度思い出してください。そして左手のカードの一番上のカードを表向けてください。覚えたカードです。
- ⑩そのカードを裏返して揃えて左手の掌の上に持って下さい。②で思い浮かべた数字を思い出して下さい。左手のカードの上から、右手で1枚ずつ順にテーブルに重ねて、思い浮かべた数の所で重ねるのを止めてください。今思い浮かべた数と同じ枚数のカードがテーブルに置かれています。テーブルの一番上のカードを表向けてください。それはハートのAです。



【解説】このトリックを他人に見せるときは、①でハートのAを一番上に置く代わりに、A以外の8枚のカードを取り出して、裏向きで切り混ぜて揃えた後何気なく一番上(裏側)のカードを覚えてください(最後まで忘れないでください)。そして③では、自分では表を見ないようにして、客に表を向けて右手に1枚ずつ枚数を数えながら順を変えないように取って8枚を見せて、思い浮かべた数のところのカードを覚えてもらってください。以下自分は表を見ないようにしてください。⑥では客に見せた4枚にあるかどうかを尋ねて、⑦では答えに応じてある方を上にして重ねて下さい。⑨では客に覚えたカードは何でしたかと尋ねて聞き出してください(そうすれば1番上のカードを表返したときに間違いなく合っていることが分ります)。⑩では客に最初に思い浮かべた数字の所でストップと言ってくれと依頼して、裏向きで1枚ずつ声を出して数えながらテーブルに重ねていって、ストップと言われたところで止めてください。テーブルのカードの一番上のカードを指さして客にこのカードが何か分るか尋ねてください。ご自分で最初に覚えたカードの名前を呼び上げてから、そのカードを表向けるとそのとおりのカードです。